

経済産業省

20160115 貿局第1号
輸出注意事項 28 第2号
平成28年1月22日

「国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について」を次のように制定する。

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について

平成27年7月20日（ニューヨーク現地時間）、国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）において、イランの核問題に関する国連安保理決議第2231号が採択されました。同決議においては、イランとEU3+3が発表した「包括的共同作業計画」の定める「履行の日」に効力を生ずる事項等が規定されております。

今般、平成28年1月16日（ウィーン現地時間）に、この「履行の日」が到来したことを受け、国連安保理決議第2231号に基づき、イラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等については、下記のとおり取り扱うことといたします。

なお、「国際連合安全保障理事会決議第1929号等に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物等の輸出禁止措置について」（平成22・07・22貿局第5号）は、廃止いたします。

記

イラン向けの輸出貿易管理令別表第1の2の項及び4の項に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の2の項及び4の項に掲げる技術の提供については、国連安保理等の事前の承認手続き等が必要となる場合がありますので、申請に先立って、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課へ問い合わせてください。

なお、国連安保理等の事前の承認手続き等が必要となる場合には、平成11年6月18日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可に係る審査期間等について（お知らせ）」中の審査期間が90日を超える場合がありますのでご注意ください。

附 則

この通達は、平成28年1月22日から施行する。